

父を突然失った私

大城 玲子

私は、二〇二〇年一月十六日に交通事故で父を亡くしました。

父は、一輪車を引いて道路を横断中、五秒もの間、オーディオの時計を見ていた脇見運転の車に、ブレーキを踏むことなく渡りきる寸前で跳ね飛ばされ、一瞬にして命を失ったのです。致命傷は『大動脈損傷』。

翌十七日には、ショックで母が自宅で突然意識不明で倒れ、救急搬送されました。緊急のカテーテル検査の結果、突然の心労からくる『たこつば型心筋症』と診断され、生命の危険があったため、そのままCCU室へ入院となりました。

母は、父のそばに寄り添い、旅立ちの支度も通夜に出ることも叶いませんでした。

一月二十日の告別式だけは、特別に外出許可をお願いし、車椅子で出席しましたが、父の骨を拾うことはできず、病院へ戻りました。

事故後、加害者とその両親と会ったのは、三か月近く経った四月三日の一回だけです。それというのも、前日、病院から父の治療費が未納であると連絡があり、弟が警察を介して加害者に連絡してもらったからです。自ら進んで来訪したわけではありません。加害者は、二十四歳の成人男性です。

死亡事故を犯した罪に対して、反省をすればするほど、苦しみ、もがき、自責の念が出てくるはずなのに、不誠実で非礼な言動、態度を目の当たりにして、事故の重大性、罪悪性が何ひとつ、この親子は分かっていないことにショックと憤りを覚えました。

私は、ますます気持ちの落ち込みがひどくなり、心身の不安定を心配した夫の勧めにより、カウンセリングを受けました。

七月九日の刑事裁判では、検察官の計らいで意見陳述の機会をいただきました。そのとき、被告人（加害者）に、

○ 一生涯、運転免許は取得しないこと。

○ 死ぬまで詫びる生活続けること。

の約束をお願いしました。

加害者は、警察、検察庁はもちろん、刑事裁判でも『四輪免許は取得しない』と証言しています。証人として出廷した父親も『免許は取らせない』と証言しました。私は、それを必ず守るのが、亡父と私たち被害者に対する一生の償いであると確信しています。

私も運転しますが、死亡事故を起こした者は、一生涯免許の再取得ができないよう、道路交通法を見直すことも必要ではないかと思っています。

穏やかな日常が奪われ、一年半以上経っても一回訪問があったきりで、未だ誠意ある謝罪すらされていません。気持ちの浮き沈みがあり、苦しい日々を送っています。

両親は、仕事でも家庭でもいつも一緒に、日常生活も支障なく、お互いを思いやりながら、自立した生活をしていました。

父からは、「親の死を見届け、見送るのが子の役目」と教えられ育ちました。切ないです。

父に感謝の言葉さえ伝えられなかったことが、心残りです。